

田上幼稚園 重要事項説明書

(令和 7 年 4 月 1 日改版)

1. 施設の目的及び運営方針

(1) 施設の概要

名 称：学校法人永吉学園 田上幼稚園

所在地：鹿児島県鹿児島市田上 4 丁目 1 3 - 1 5

(2) 施設の目的

教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）その他の関係法令及び関係条例を遵守して運営することを目的とする。

(3) 運営の方針

田上幼稚園は、昭和 51 年 4 月開園以来、「21 世紀を担う世界に羽ばたく子どもたち」をスローガンに、音楽・英語・体力づくりなどの情操教育を目指してきました。子どもたちの可能性は発達段階に応じ、最大限に能力を伸ばし「自ら気づき、自ら考え、自ら行動する子どもたち」を育成することを教育方針に掲げ、幼稚園教育に取り組んでいます。

1. ひとりひとりを大切にする教育

2. 適期教育 成長や発達には適期があります。ひとりひとりの幼児の発達を捉え、最も適切な時期に適切な環境と的確な方法で教育するのが適期教育です。

2. 提供する保育の内容

当園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼稚園教育要領に基づき、子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供する。次に主な保育内容を示します。

(1) 英語あそび

毎日（日本語クラスは 15 分程度）、英語教師とゲームや歌を歌ったりしながら楽しく遊びます。

幼児期は聴力も著しく発達します。正しい音韻を聞き分け発音することは、将来の英語教育にも抵抗なく取り組めることと思います。

（２）体操あそび

週１回、体操教師と楽しく遊びます。教師とのダイナミックなあそびを子どもたちは楽しみにしています。また、体操あそびとは別に、毎朝マラソンやラジオ体操など体力づくりにも努めています。

（３）音楽あそび

いろいろな楽器に触れたり、みんなで合奏したり、音楽教育・リズム感覚教育に力を入れています。

毎朝、ピアノの音に合わせて正しい音程を学び、相対応感を高めています。（あいうべ体操、音階練習）

（４）SI あそび

子どもの意欲を育てることに重点をおいた、ギルフォード博士の知能構造理論に基づくあそびです。

できたかどうかという結果よりも子どもたちがどう取り組んでいるかという過程を大切に考え、意欲的に取り組む姿を大切にするものです。園児に提供するあそびや教師の助言や助力などの指導の在り方に細心の注意を払っています。

知能を開発する教育は、考えたり判断したりする力を伸ばす教育であり、知識を詰め込む知識教育ではありません。

（５）課外教室

降園（１４時）以降の課外に希望者を対象とした課外教室があります。

- ・サッカー教室 ・英語教室 ・スポーツ教室
- ・エクセルバトンスクール（外部講師） ・ヤマハ音楽教室（外部講師）

（６）小学校との連携、接続

年に数回、年長組を中心に、小学校との連携、接続を組み入れ、小学校と研究、協議会を行っています。

- ・授業、行事の見学や参加、小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施

（７）食事の提供について

５月初日より給食を開始し、平日は完全給食となります。

- ・食物アレルギーがある子どもさんは、４月２０日頃までに６ヶ月以内に検査した診断書と血液検査の結果を提出してください。

3. 職員の職種 員数及び職務の内容

・職種、員数 ※園児数の増減により変動する場合もある。

- (1) 園長 1名 (2) 副園長 1名
- (3) 教諭 10名程度 (4) 園医・園歯科医・園薬剤師 各1名
- (5) 事務 3名程度

・職務の内容

(1) 園長

園長は教育の質の向上及び職員の資質の向上に取り組むとともに、園務を司り所属職員を指揮監督し業務の管理を一元的に行う。

(2) 副園長

副園長は、園長を補佐する。

(3) 教諭

教諭は学校教育法その他の関係法令に定めるところの職務を行い、小学校との連携・接続の保育を行うために担当教諭を決め、小学校との研究、協議会を行う。

(4) 園医・園歯科医・園薬剤師

園医・園歯科医・園薬剤師は園児の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(5) 事務

事務は、当園の雑務全般を行う。

4. 保育を行う日及び時間帯

(1) 保育を行う日

・月曜日から金曜日までとしております。

(本園の休業日)土曜日、日曜日、国民の祝日

夏休み 7月19日 ～ 8月31日 ※R7年度の場合

冬休み 12月20日 ～ 1月7日 ※R7年度の場合

春休み 3月20日 ～ 4月8日 ※R7年度の場合

(2) 保育を行う時間

- ・教育標準時間認定に関する教育時間 午前10時～14時
(年長組のみ午前10時～15時)
- ・預かり保育の時間 平日 保育終了後から午後6時
土曜日 午前8時～午後5時

5. 保護者の負担について

(1) 保育料について

居住されている自治体の定める保育利用料のご負担をお願いしております。

(2) 特定保育料 ※別表参照

6. 利用定員

利用定員は以下のとおりです。

- ・ 1号認定（3歳以上児） 180人

7. 利用開始及び終了に関する事項等

(1) 利用開始

- ・ 本園の入園に関する事項は、園則第9条から第10条に定めるとおりとする。
- ・ 利用の申込みのあった教育標準時間の認定を受けた者と現に本園を利用している教育標準時間の認定を受けた園児の総数が利用定員の総数を超える場合については、条例の規定により、申込みを受けた順序により決定する方法等、事前に園長が定めて保護者に明示した公正な方法により選考する。
- ・ 前項の選考の方法その他入園に必要な手続は、毎年度、募集要項を定めて明示する。

(2) 利用の終了

- ・ 本園の退園、休園、修了等に関する事項は、園則第11条に定めるとおりとする。

8. 緊急時における対応方法及び非常災害対策

(1) 緊急時の対応

保育中に園児の病状の急変、事故、その他緊急事態が生じた際には速やかにご連絡させて頂くとともに、提携の嘱託医の受診等必要な措置を講じます。

(管轄する関係機関)

消防署：鹿児島市消防局 田上分遣隊

鹿児島市田上一丁目 21 番 17 号 (Tel) 255-0119 (Fax) 255-0169

警察署：鹿児島西警察署

鹿児島市城西 3-8-10 (Tel) 285-0110

嘱託医：たんぽぽこどもクリニック

鹿児島市東郡元町 5-21 1F (Tel) 202-0010

嘱託歯科医：おく小児矯正歯科

鹿児島市田上 5 丁目 4 番 27 号 (Tel) 214-6471

その他：

(2) 非常災害対策

非常災害に備えるため、避難訓練は年 3 回実施しております。

(保護者への連絡方法) 電話及び電子メール(メール連絡網)

(避難場所) 園庭 または 田上自動車学校様駐車場 ※1

※1 園庭に保護者車両が駐車できない場合とする

(園児の引き渡し方法) 上記避難場所で職員による引き渡し。

引き渡し、安否確認は、電話、メールにて連絡

9. 要望・相談の受付

園では、利用者からのご意見・ご要望に適切に対応する体制を整えております。相談解決責任者、相談受付担当者、第三者委員を次の通り設置し、ご意見・ご要望の解決に努めています。

解決責任者 : 永吉 龍志(園長・法人理事長)

受付担当者 : 福留 尚子(副園長)

第三者委員 : 入佐 あつ子(元市議会議員・☎099-251-2775)

申し出は、所定の用紙を使用し直接受付担当者に申し出てください。(解決責任者、第三者委員へ直接申し出ることもできます) 要望等の解決について、当ホームページにおいて公表し、園の改善に努めます。

10. 保険に関する事項

- ・当園の過失による事故が発生した場合には、損害賠償責任を負います。
- ・保育中の怪我や事故の場合も保険金が支給されます。

(加入保険の種類①) 傷害保険：損害保険ジャパン㈱

死亡・後遺障害 200 万円、入院保険金日額 3,000 円、通院保険金日額 1,000 円

(加入保険の種類②) 行事参加者の傷害保険：全日本私立幼稚園連合会補償制度係

対象：園外保育、運動会等

(加入保険の種類③) 火災保険：損害保険ジャパン㈱

保険金額：102,600 千円 対象：園舎棟、体育館棟

11. 守秘義務及び個人情報の取り扱いについて

(1) 個人情報の取得

学校法人永吉学園は、業務上必要な範囲内かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

(2) 個人情報の利用目的

学校法人永吉学園は、取得した個人情報を、ご本人の同意なく利用目的の範囲を超えて利用することはありません。

(3) 個人情報の安全管理措置

学校法人永吉学園は、取り扱う個人データの安全管理のため、安全管理に関する取扱規程等の整備および実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、正確性・最新性を確保するために、必要かつ適切な措置を講じ、万が一、問題等が発生した場合は、速やかに適当な是正対策をします。

(4) 個人情報の第三者への提供

学校法人永吉学園は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

☐ 法令に基づく場合

☐ 学校法人永吉学園の業務遂行上必要な範囲内で、協力会社に個人情報を提供する必要がある場合。なお、その場合でも業務委託先に対し、提供した個人情報の適正な取り扱いを求めるとともに適切な管理をします。

☐ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要であって、ご本人の同意を取ることが困難な場合

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

1 特定保育料の種類、支払いを求める理由及びその額

種類	支払いを求める理由	額	備考
入園時初回費用 (施設整備費、研修充実費等)	園舎等の整備、教職員の 資質向上の為	50,000 円	入園時 (日本語) 年中・年長 (英語) 最年少～年長
施設維持費	園舎等の維持費	2,000 円	・月額
特定職員人件費	英語クラス運営に係る費用	20,000 円	・月額

2 実費徴収に係る種類、支払いを求める理由及びその額

種類	支払いを求める理由	額	備考
教材費	日常教育材料費	3,000 円	・月額
給食費	給食の提供に係る費用	5,000 円	・月額
スクールバス費用	通園バスの利用に係る費用として	3,500 円	・月額
P T A 会費	P T A 運営に係る費用	500 円	・月額
学用品代	教育課程における教材費として	11,450 円程度	・年度当初 ・文具、粘土、道具箱、 楽器等
制服、体操服代	制服、体操服に係る費用として	32,200 円程度	・年度当初 ・靴、靴入、夏冬制服、 帽子、夏冬体操服等
教材費（教育プログラム）	教育プログラムに係る費用として	1,000 円	・毎月 ・年長組のみ

※なお、金額は販売価格等により変動することがある。

3 その他費用について

種類	支払いを求める理由	額	備考
入園手数料	入園に関する事務手続き 処理費用として	3,000 円	・入園時

重要事項の説明に関する同意書

田上幼稚園の入所にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

施設設置者

所 在 地：鹿児島市田上4丁目13-15

施設者名：学校法人永吉学園 田上幼稚園

代 表 者：理事長 永吉龍志



私は、本書面により、施設から田上幼稚園についての重要事項の説明を受け、内容について同意しました。

令和 年 月 日

利用者

住 所：

氏 名：

(代理人)

住 所：

氏 名：

利用者との関係：

個人情報使用同意書

下記園児及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- ・ 小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ・ 他の幼稚園等へ転園する場合、通所施設に通う場合、その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、療育関係事業所や福祉関係者等を含む他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・ 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

施設設置者

所在地 鹿児島市田上四丁目 1 3 番 1 5 号
施設名 学校法人永吉学園 田上幼稚園
代表者 理事長 永吉 龍志 様

令和 年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

児童から見た続柄：

鹿児島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（抜粋）

（秘密保持等）

第 28 条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対し支給認定子どもに関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかななければならない。

「幼児教育・保育の無償化」給食費の内容についての同意書

(施設設置者)

所在地：鹿児島市田上4丁目13-15

施設者名：学校法人永吉学園

代表者：理事長 永吉 龍志



私は、令和元年10月より「幼児教育・保育の無償化」が開始されるにあたり、施設が提示する給食費について同意いたします。

令和 年 月 日

(利用施設名) 田上幼稚園

(児童氏名)

(保護者氏名)

(住所)